

第八条の六第一項中「平成七年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「（以下）を「（第八条の二第一項各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下）に改め、同項各号を次のように改める。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となつた期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの

一 内国法人から支払を受ける上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、その配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。同号及び第九条の三第一項第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この号、第五号及び第九条の三第一項第三号にお

いて同じ。）。第九条の三第一項第一号において同じ。）の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

三 内国法人から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託での設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四 内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等

五 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき投資口の配当等

第八条の六第二項中「平成七年」を「平成十五年」に改め、同条第三項中「第一項に規定する配当等」を「第一項各号に掲げる配当等のうち政令で定めるもの」に改め、同条を第八条の五とする。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）の受益証券を除く。）の収益の分配に係る配当等

第九条第一項第二号中「国外公募投資信託等」を「国外私募公社債等運用投資信託等」に、「第八条の二第一項第二号に掲げる受益証券」を「第八条の二第一項第一号に掲げる受益証券（外国投資信託の受益証券に限る。）」に、「同項第三号」を「同項第一号」に改める。

第九条の二第五項中「第八条の六の」を「第八条の五の」に改め、同項第一号中「第八条の六第一項第一号」を「第八条の五第一項第一号」に改め、同項第一号中「第八条の六第一項第一号に規定する」を削り、「支払を受ける配当等」を「支払を受けるもの」に改める。

第九条の四第二項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、第二章第一節中同条を第九

条の五とする。

第九条の二第二項中「第八条の二第一項第一号」を「第八条の五第一項第三号」に改め、同条を第九条の四とする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)

第九条の三 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。)で次に掲げるものに係る同法第百七十条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十二条及び第二百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百七十条、第百七十五条第一号、第百八十二条第二号並びに第二百十三条第一項第一号及び第二項第一号の規定並びに第八条の三第二項第一号並びに前条第一項及び第二項の規定に規定する百分の一十の税率は、百分の十五の税率とする。
一 上場株式等(第二十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。)の配当等(次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)で、その配当等に係る内国法人の事業年度終了の

日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるもの

一 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

二 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投資口の配当等

2 前項の場合において、同項各号に掲げる配当等が平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第十条第一項中「平成十五年」を「平成十八年」に改め、「所得税の額から」の下に「政令で定めるところにより、」を加え、「政令で定める金額の百分の十二」を「政令で定める金額（以下この項から第六項までにおいて「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の十二」に、「当該事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「当該事業所得に係る所得税額」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前三項」を「第八項から前項まで」に、「その他同項」を「その他同項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 第四項又は第六項の規定は、第二項若しくは第三項又は第五項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第四項又は第六項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除

限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項又は第六項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第十条第四項を同条第九項とし、同条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用的合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、」を削り、「行う試験研究」の下に「大学と共同して行う試験研究」を加え、同項に次の四号を加える。

五 試験研究費割合 その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額（その年分及びその年前三以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

六 特別共同試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費

の額として政令で定めるものをいう。

七 繰越税額控除限度超過額 第四項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。

八 繰越中小企業者税額控除限度超過額 第六項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における中小企業者税額控除限度額のうち、第五項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

第十条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「昭和六十年から平成十五年までの各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、当該各年分（前項の規定の適用を受ける年分を除く。）のうちにその年分」を「その年分（前各項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）」に改め、「のある年分」を削り、「所得税の額から」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「百分の六（平成十年から平成十五年までの各年分については、百分の十）に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第八項第八号において「中小企業者税額控除限度額」とい

う。」に、「控除する金額が」を「中小企業者税額控除限度額が」に、「事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十五」を「事業所得に係る所得税額の百分の二十」に、「当該控除する金額は、当該百分の十五」を「その控除を受ける金額は、当該百分の二十」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 青色申告書を提出する個人のその年分（第一項から第四項までの規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第十一條の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越中小企業者税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越中小企業者税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越中小企業者税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前項の規定によりそ

の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 第二項若しくは第三項に規定する個人又は第五項に規定する個人の平成十五年から平成十八年までの各年分における第二項、第三項又は第五項の規定の適用については、第二項中「百分の十」（とあるのは「百分の十一」）と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第五項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

第十条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人のその年分（前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・一を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額

(以下この項及び第八項第七号において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該年分の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したもの）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額から所得税額基準控除済金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属

する年分を除く。)の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年ににおける繰越税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年において第二項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の二第一項第四号及び第三項中「前条第二項」を「前条第五項」に改める。

第十条の四を削る。

第十条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中

「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項第一号中「若しくは小売業を営む個人（第十条第二項）を「小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第十条第五項」に改め、「者に限る。」又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む」を削り、同項第三号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項に次の一号を加える。

六 次に掲げる個人 それぞれ次に定める機械及び装置

イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（口又はハに掲げる個人に該当する者を除く。） 当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日とし

て政令で定める日以後五年を経過していないもの（ハに掲げる個人に該当する者を除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

ハ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人でその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の当該前年分の事業所得の総収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 機械及び装置

第十条の三第四項中「第十条の五第四項」を「次条第四項」に改め、同条第十項中「第十条の三第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条第十四項第二号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第十条の三第十一項」を「租税特別措置法第十条の四第十一項」に改め、同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十六年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」とい

う。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項から第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものと

して財務省令で定めるものに限る。）

二 車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した

場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けれる金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項、第十条の五第四項又は第十条の六第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定

事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第三項又は前項の規定により

その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の一十に相当する金額を限度とする。

6 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の當む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の二第三項から第五項まで（中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11 第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を